

8月29日

議会運営検討協議会

1 検討課題の協議

(1) 請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方

【協議結果】

議会運営検討協議会報告書（第3回）「請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方」（案）のとおり、議会運営委員会へ報告することを確認した。

なお、報告書における委員の発言に関する文言等に細かい修正が必要な場合は、9月12日までに事務局あて申し出ることとした。

【主な意見】

○石田（康）座長 本件については、前回の協議会ですべての協議が終了し、本日は、これまでの検討を踏まえ報告書の案を配付させていただいた。これについて御意見があればお願いしたい。

（ なし ）

○石田（康）座長 特になければ、報告書案のとおり、議会運営委員会委員長あて報告書を提出することとしたいがよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように決定する。

なお、各委員の発言部分で細かい文言の修正が必要だと思われる場合は、9月12日までに事務局あて申し出てください。

(2) 市長の決算審査特別委員会への出席

【協議結果】

決算審査特別委員会のあり方等について、分科会方式の導入等に関して協議を行ったが、さらに議論を深めるため、次回引き続き協議を行うこととした。

【主な意見】

○石田（康）座長 前回の議論では、分科会方式を採用することについては前向きな意見

が多く出された。他都市でも分科会方式が採用されている例が多い状況にあるが、あらためて分科会方式に対する意見を伺いたい。

○松原委員 分科会方式で審査している都市が多く、本市議会においても審査方法を見直す時期に来ていると考える。分科会の設置数については検討が必要であるが、分科会方式により決算審査にのぞむ方向で検討すべきである。

○織田委員 資料で示されている横浜市、京都市、堺市の3市でも全員構成により審査されており、その点では本市で導入しても違和感はないと思う。分科会をいくつに分けるか議論が必要であり、常任委員会と連動させ5つの分科会とすることや、2か3の分科会とすることなどが考えられるが、2つの分科会とするのが一つの考え方と思う。

○石田（康）座長 分科会方式で審査することにより深い議論が可能となるが、会議室のキャパシティも考慮する必要がある。

○浜田委員 全議員で特別委員会を構成することには異論はない。分科会の数については委員会室のスペースの問題もあることから、2または3つの分科会とすることには疑問がある。現実的な対応としては、いまの5つの常任委員会を分科会として活用するのがよいと思う。そうすれば、同時開催も可能となる。

○月本委員 前回、3分科会を提案した。正副議長及び正副委員長を除く56人で決特を構成した場合、3分科会とすると1分科会あたり18人となる。現在の委員会室のキャパシティで対応できるか検討する必要があると思うが、キャパシティがクリアできれば3分科会でよいと考える。

○井口委員 分科会方式を導入することは賛成できず、現状の審査方法を変えることは考えていない。横浜市では局別に審査を行い、同時開催をあまりせずに日数をかけて審査しているようだ。分科会の議論に参加できない少数会派や無所属議員の知る権利に対する配慮や、質問の機会の担保をいかに行うかが重要である。キャパシティの問題は、その後、考えるべき問題ではないか。審査の仕方をどのようにするかが見えてこない、議論がしにくいと思う。

○松原委員 他都市の例を見ると、全体のおおまかな審議をしてから、局別に集中的に審議し、その後に市長などに対して総括的な質疑を行う方法が決算審査の運営としてふさわしいと考える。キャパシティの問題もあるので、出席理事者の数などを考慮して分科会の設置数を検討する必要はあるが、2つの分科会を採用している横浜方式がよいと考える。

○石田（康）座長 分科会設置に前向きな意見が多いので、その方向で議論を進めていき

たいと思うがいかがか。

○井口委員 先ほども申し上げたが、少数会派への配慮をどう担保するのか確認したい。

○浜田委員 総括質疑を設けて、少数会派や無所属議員にも発言時間を割り振ることとすれば担保できると考える。もちろん所属する分科会でも発言は可能である。

○石田（康）座長 総括質疑で少数会派や無所属議員への配慮は可能であるとの意見であるが、その点について意見を伺いたい。

○月本委員 浜田委員と同じ意見であるが、事前の調査によると、京都市では総括質疑において1人20分の持ち時間としていると聞いている。分科会での持ち時間は総会議時間数の60分の1を議員一人の持ち時間とすべきであるが、総括質疑では少数会派へも配慮して発言の機会を設けるようにすればよいと考える。

○織田委員 少数会派や無所属議員に対する配慮は今後の制度設計になるが、総括質疑で発言の場を確保することで同意できるのであれば、分科会方式についての具体的な議論に進めていけると思う。先ほど分科会の設置数を2や3と発言したが、キャパシティの問題で物理的なハードルがあるのなら、現状の常任委員会を活用する方法も考えられる。

いずれにしても、まず分科会方式とすることを確認できればよいと思う。

○松原委員 横浜の2分科会方式がよいと考えるが、問題があるのなら京都市の3分科会、それでも対応が難しいのならば常任委員会をもととすることもよいと考える。

○浜田委員 2分科会についても否定はしないが、現状では本会議場を使用することとなり、同時開催ができず必然的に会議日数もふえてしまう。

○松原委員 本会議場だけでなく、本庁舎の旧議場を活用すれば2カ所で同時開催することは可能と思える。

○織田委員 601及び602会議室を一体的に活用し審査することも可能である。

○石田（康）座長 総括質疑を実施する場合、市長、副市長に出席を求めることで意見の一致が見られると思うが、いかがか。

○井口委員 分科会方式の導入には反対である。団に持ち帰り、協議会での議論を踏まえ再度検討したい。

○松原委員 横浜市事例では、少数会派の発言時間が1人2分とされており、極めて短いと考える。発言するのにふさわしい時間を少数会派にも担保するよう配慮が必要であると考える。

○浜田委員 仮に2分科会方式を採用し、総括質疑において少数会派に対して現状どおり

30分の時間を担保すれば、より丁寧に審議できると考えるが、井口委員の考えはいかがか。

○井口委員 協議会の議論は分かったので、持ち帰り団で検討し、次回発言したい。

○沼沢副座長 分科会についてはさまざまな意見があるが、特別委員会の最後で市長出席の上で総括質疑を行うことが実現すれば大きな一歩になると思う。今後も議論を深めたい。

○石田（康）座長 それではさまざま御意見をいただいたが、他都市の事例もさらに研究しつつ、次回引き続き協議をお願いしたいと思うがよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、本日はこの程度とさせていただきます。

(3) 会議時間のあり方

【協議結果】

本件検討課題について協議を行ったが、次回引き続き協議を行うこととした。

【主な意見】

○石田（康）座長 前回に引き続き協議を行うが、この検討議題は、近年、一般質問者数がふえ、会議規則で定められている午後5時の終了時間を超過することが常態化していることから、会議規則を守る手法を協議するものである。

本日は、一般質問の会議日のシミュレーションと他都市の事例について追加資料を配付させていただいた。各委員の意見を伺いたい。

○織田委員 資料の他都市の事例を見るといろいろな例があるようだが、本市は他都市と比較して質問時間が確保されており、先進的に行われていることが確認できる。会派でも検討したが、1人30分の質問時間は今後も堅持したいというのが我が会派の総意である。したがって、本会議をどうしても午後5時までに終了させなければならないということであるのならば、日数をふやすことが考えられる。

○松原委員 基本的な手法として、日数の増加、質問時間の短縮、質問者数の限定が挙げられるが、質問者数が限定されてしまうのはいかがかと考える。また、日数をふやした場合には、市長、区長への時間的制約が増加してしまうことにも疑問を感じる。したがって、

30分の質問時間の確保も大事と思うが、1人の質問時間について調整していかなければならないのではと考える。

○井口委員 職員の拘束時間や残業手当の問題が協議のそもそもの話であって、言いにくいところではあるが、現状では会議時間が午後7時、8時と大幅に超過しているわけではないため、現行どおりでよいのではないか。質問時間は1人30分必要であり、人数を減らすことにも賛成できないので、どうしても午後5時に会議を終了しなければならないということであれば、日数の増加しか選択肢がないが、その必要性については疑問を感じる。

○月本委員 例えば麻生区長を考えると、午後のみ出席であっても移動時間なども考えると1日拘束することになってしまうので、日数をふやすことについては消極的に考えている。仮に日数を延ばして会議時間を午後5時に終了したとしても、答弁調整の時間はふえると思われるので、職員の残業はなくなり残業時間の軽減が図れることにはならないと思われる。したがって、現行どおりでよいのではないかと考える。

質問時間については、他都市の事例から会派持ち時間制とし、例えば1時間を持ち時間とした場合、2人で1人30分ずつにするのか、1人は40分、もう1人は20分とするなど、質問時間の割り振りの方法について協議ができればよいと考える。

○松原委員 会派持ち時間制を導入している都市が多く、驚いている。会派持ち時間制を含めて今後検討していく必要がある。

○浜田委員 現在、1人30分の質問時間としているが、資料を見ると平均質問時間数が25分前後となっているので、明確に1人25分としなくてもよいのではないか。前回、一般質問日を6日間とすることを提案したが、6日間にはこだわってはない。しかし、おおむね午後3時30分くらいに本会議が終了できれば、その後、答弁調整も可能となり職員の負担軽減につながるという考えから6日間とすることを提案した。

○松原委員 質問項目を通告して事前に答弁調整を行っているが、時間が足りず次回の定例会に質問するという発言を議場で頻繁に耳にする。質問時間の長い議員、短い議員がいる状況からすれば、会派内で時間を融通しあえる会派持ち時間制が有用であると考え。

○浜田委員 1人30分の持ち時間の中で質問を行っている現状から考えると、会派持ち時間制を導入して一人一人の時間に融通を利かせることについては、会派内での調整が難しい場合も考えられるなど疑問を感じる。

○沼沢副座長 松原委員の提案では、全員の質問時間を最大限使用することとなるので、現状よりも会議時間は延びてしまう。また、行政側を6日間も拘束してよいのかとの意見

もあるが、4日間の拘束も6日間の拘束も変わりはないと考えられ、日数が増えても会議が早く終わったほうが仕事ができメリットがあると行政が考えるのならば、日数の増加も選択肢になると思う。

○松原委員 会議規則の会議時間から休憩時間を除くと1日の質問時間は330分となる。330分掛ける質問日4日間で54人で質問すると、1人25～6分前後の計算になるため、5時は超過しない。

○浜田委員 会派持ち時間制を導入する場合でも、激変させないことを前提に考えれば1人30分掛ける人数分がそれぞれの会派の持ち時間になる。その場合、会派内である議員が20分質問し10分残した場合、他の議員が40分質問できるようになる。したがって結果的に会議時間が長くなるのではないかと考える。

○松原委員 総時間を定めた上で会派に時間を割り振るので、会議時間が延びることにはならないと思う。会派持ち時間制として、1人30分以内と上限を定めるのも一つの考え方である。

○井口委員 会派持ち時間制という考え方には疑問がある。いかに会議規則に定められている時間で会議を終了するかに重きを置いて考えるべきで、一般質問の性質を変えることは議論の本質とは違う。したがって、どのようにして午後5時までに会議を終わらせるかという議論に戻してほしい。

○月本委員 午後3時30分に本会議が終了した場合の実態を把握するため、行政にヒアリング等を行うこともよいのではないか。調査は難しいかもしれないが、本当に残業時間が減少するのか、客観的に把握できればと考える。

○織田委員 あまり職員の拘束や残業時間を気にすることではない。意味なく職員を拘束し、または嫌がらせで資料を大量に請求するようなことは許されないが、議会で質問することが我々議員の仕事であり、一生懸命調査し質問するのであれば答弁調整に時間がかかることもある。むしろ、本当に無駄のない効率的な議会運営の観点で議論し、現状の4日間で午後5時に会議を終了する方法を見出すのか、それとも会議日数をふやすかということ議論すべきではないか。

そもそも「会議時間のあり方」が検討課題となった経緯を伺いたい。

○石塚議事課長 前期に議会改革として、一般質問における区長の出席についての議論があり、その際に自民党は区長の負担を考慮して区長の出席には慎重な立場であった。その議論の中で、自民党から区長の出席は認めることとするが、「会議時間のあり方」につい

でも協議すべきとの提示があったため、検討課題となったと認識している。

○浜田委員 松原委員に確認するが、一般質問を5日間にした場合に何か不都合はあると考えるのか伺いたい。

○松原委員 実施しなければ具体的にはわからないことであるが、各区長の業務も増加していることを鑑みると、日数をふやし区長を拘束する時間が長くなることはいかがと考える。

○浜田委員 しかし、区長は通告があった場合のみの出席であるし、4日間では終了時間が午後6時くらいになることもあり、長時間拘束してしまうことはいかがかと思う。したがって、日数がふえても会議が早く終了すれば、毎日コンスタントに通常業務が処理できるのではないかと考える。

○松原委員 そういう考えもあることは理解している。

○石田（康）座長 さまざまな意見が出された。本日は多くの資料も提出されたことから、各委員持ち帰り、各自読み込んでいただき、次回引き続き協議していきたいと思うがよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、本日のところは継続とさせていただきます。

2 その他

廣田議会運営委員会委員長から、協議会の第2回報告書（予特委員会の常設化等の検討）の内容が平成24年8月28日（火）の議会運営委員会で確認され、今後、報告書を参考に議会運営委員会で協議されることとなったとの報告があった。

【次回検討項目】

○ 次回から、新たに「区長の一般質問等への出席（予決特に関する部分）」について議論することを決定した。

【次回会議日程】

○ 平成24年9月14日（金）の午後に案として調整することとした。